

平成31年3月28日

紋別市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

紋別市農業委員会
会長 千葉 好弘

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、紋別市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

- 1 担い手への農地利用集積について
 - (1) 目標
 - ・ 集積率70%以上を維持。
 - (2) 方法
 - ・ 農業委員の日常活動等により農地利用集積の推進を図る。
 - ・ 紋別市、農業協同組合、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、担い手農家等の意向把握に努める。

- 2 遊休農地の解消について
 - (1) 目標
 - ・ 遊休農地率1%以下を維持。
 - (2) 方法
 - ・ 利用状況調査により農地利用状況を把握し、地権者等に対し適切な指導等を行う。

- 3 新規参入の促進について
 - (1) 目標
 - ・ 3年度につき1経営体。
 - (2) 方法
 - ・ 紋別市、農業協同組合、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、新規参入希望者の情報把握等に努めるとともに、当該希望者への農地利用集積の推進を図る。